

政令第三百四十二号

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年六月十六日とする。

理由

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。